

洗足風致地区地区計画

平成17年4月13日施行

東京都市計画地区計画の決定（大田区決定）

都市計画洗足風致地区地区計画を次のように決定する。

名称		洗足風致地区地区計画	
位置		大田区南千束一丁目、南千束二丁目、東雪谷一丁目、上池台一丁目、及び上池台二丁目各地内	
面積		約 28.5 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、洗足風致地区に位置し、洗足公園を中心とした緑豊かな緑地が形成され、庭園のある戸建住宅を中心とした低層住宅が広がっている。しかし、近年においては、規制緩和に伴う土地の高度利用が図られ街並みの乱れや緑の減少など徐々に住環境が悪化してきている。</p> <p>本地区計画は、建築物等に関する制限を行うことにより洗足公園と一体となった緑豊かな住環境の維持・保全を図ることを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>地区の区域を、低層住宅保全地区に区分し、方針を次のように定める。</p> <p>《低層住宅保全地区》</p> <p>洗足公園と調和のとれた緑豊かなゆとりと潤いのある戸建住宅を中心とした住宅地として、建築物の高層化等を防止し良好な住環境の維持、保全を図る。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>低層住宅保全地区の整備方針を次のように定める。</p> <p>《低層住宅保全地区》</p> <ol style="list-style-type: none"> 日照、通風が確保され、圧迫感のない調和のとれた街並みを形成するため、建築物の高さの制限を定める。 調和のとれた街並みを形成するため、建築物等の意匠の制限を定める。 	
	その他の方針	<p>洗足公園を含む既存の緑地等は、地域の特徴や安全性を考慮しながら、保全、育成を図る。</p> <p>また、地区内の屋敷林、大木、生垣などの維持、育成を図る。</p> <p>建築物の新築、増築及び宅地の造成に当たっては、極力伐採しないように保全、育成を図る。</p>	
地区整備計画	位置	大田区南千束一丁目及び南千束二丁目各地内	
	建築物等に関する事項	地区の区分	低層住宅保全地区
		名称	約 3.5 ha
	建築物等の高さの最高限度	<p>10m</p> <p>ただし、公益上必要な建築物で用途上又は構造上により区長がやむを得ないと認めたものはこの限りでない。</p>	
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物、擁壁及び看板等の色彩は、地区の環境に調和した落ち着いたものとする。</p>		

知事承認事項

「区域及び地区の細分は計画図表示のとおり」

<理由> 既に形成されている低層の戸建住宅を中心とした良好な住環境の維持、保全を図るため、地区計画を定める。